

○ 青年等就農資金の融資の円滑化について（平成26年4月1日付け25経営第3703号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容 1～4 (略)</p> <p>5 貸付対象期間 本措置に係る貸付対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日 までとする。</p> <p>第3 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容 1～4 (略)</p> <p>5 貸付対象期間 本措置に係る貸付対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日 までとする。</p> <p>第3 (略)</p>

附 則（令和4年4月1日付け3経営第2987号）
この通知は、令和4年4月1日から施行する。